建設廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)

第1条

乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。なお、許可事項 に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出

- (1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(指定証その他)の写し
- (2) 許可重両番号
- (3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提出) 第2条

甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及 び丙に通知しなければならない。

2. 丙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を、「丙での中間処理後 の最終処分(再生を含む)場所(予定)」の欄に記入し、甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

乙又は丙は、甲からの委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法 第3条 の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、再委託承諾書は5年間保存す

(委託業務の管理)

甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理 第4条

2. 甲、乙、丙はそれぞれのマニフェストを5年間保存する。

3. 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、伝票等の 月次集計表などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)

第5条

甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または委託期間を 変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は丙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

2. 丙は、中間処理後の最終処分先の場合に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告し、変更契約を締結する。

(業務の調査)

第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。 2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこ れに従わなければならない。

> 3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の 施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利業務の譲渡等)

乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を 第7条

得た場合はこの限りではない。

(損傷の賠償) 第8条

乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の 責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密保持)

第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

第10条

甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。 2. 前項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了して いないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

3. 第1項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了し ていないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(協議) 第11条

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の 上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住 所	产 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		許可	「内容
云江石		発生場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

協議事項			

印紙税法に	基づき	き、収集運搬	については1	号文 🏻	₹、処分は2	号文書、収集運搬・	・処分	とも1社が行	fう場合は、収3	集 運 搬	と 若しくに
処分の合詞	十予定金	を額の高い方に	対して該当する	印紙税	額を貼る。						
1号文書(収集運搬	股用)					2号文書(処分用)					
1万円	未満	非課税	1,000万円	以下	10,000円	1万円	未満	非課税	1,000万円	以下	10, 000₽
10万円	以下	200円	5,000万円	以下	20,000円	100万円	以下	200円	5,000万円	以下	20, 000₽
50万円	以下	400円	1億円	以下	60,000円	200万円	以下	400円	1億円	以下	60, 000F
100万円	以下	1000円	5億円	以下	100,000円	300万円	以下	1000円	5億円	以下	100, 000F
500万円	以下	2000円				500万円	以下	2000円			
										(平成:	12年7月現在

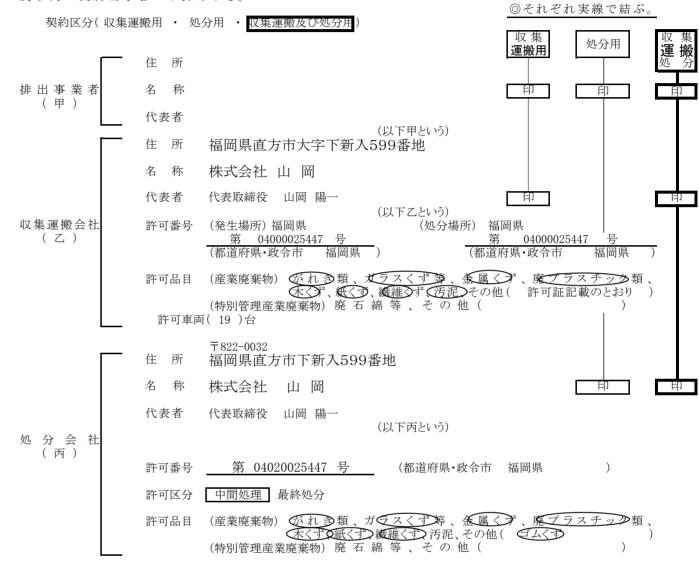
月 令和 年

収入 印紙

建設廃棄物処理委託契約書

※印紙税額け裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記の契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙 及び丙の契約当事者のみ押印する。



甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託事務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄 物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃 に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」 という。)を締結する。

(委託内容) 第1条

甲は、「委託事務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。

- 2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業 務の内容 | に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
- 3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託事務の内容」に示す方法により許可された施設にて 適正に処分する。
- 4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務 第2条 の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。

- 2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
- 1) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、丙の受領済印を確認後、乙に収集運搬料金を支払う。 2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
- 3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙、 双方の協議によりこれを変更することができる。

[委託業務の内容]

- 1. 工 事 名
- 4. 積替・保管の有無 (有 無) (積 替・保 管 場 所)
 - 1) 安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否(許・否)
 - 2) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替え又は保管場所において、手選別を行うことの許否(許・否)

積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類

積替えのための保管上限 <u>m , m3</u> (どちらかを○で囲む)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

	契重 契約 事		予定数量	処分会社の許可内容		
廃棄物の種類	収集運搬(a)	<u> </u>	(c)	処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら				破 砕	4.5	㈱山岡
コングリートから	円/t、台	円/t	t	41文 41年	t/目	直方市下新入599
アスファルト・				破砕	4.5	㈱山岡
コンクリートがら	円/t、台	円/t	t	7/汉 7/十	t∕∃	直方市下新入599
その他がれき類				破砕	4.5	㈱山岡
	円/t、台	円/t	t	PA PI	t∕∃	直方市下新入599
ガラスくず及び				破砕	4.4	(株)山岡
陶磁器くず	円/t、台	円/t	t		t/目	直方市下新入599
廃プラスチック類				破砕	4.65	株山岡
	円/t、台	円/t	t		t∕∃	直方市下新入599
金属くず				破 砕	4.61	株山岡
	円/t、台	円/t	t		t/目	直方市下新入599
紙くず				破砕	3.48	株山岡 本士士工約1.500
	円/t、台	円/t	t		t/∃	直方市下新入599
木くず				破砕	4.49	株山岡
	円/t、台	円/t	t		t/∃ 2.25	直方市下新入599 ㈱山岡
繊維くず		ш. /.		破 砕		直方市下新入599
	円/t、台	円/t	t		t/∃ 3.2	株山岡
廃石膏 ボード	円/t、台	円/t		選別	5.∠ t/∃	直方市下新入599
74 78 77 78		11/ 1	ι		1/ н	直分 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
建設汚泥						
混 安 定 型				755 011	3.2	株山岡
合品目のみ	円/t	円/t	t	選別	t∕∃	直方市下新入599
乗 管 理 型				選別	3.2	(株山岡
物品目含む	円/t	円/t	t	医加	t∕∃	直方市下新入599
石綿含有						
その産業廃棄物	円/t	円/m³	t		m³	
他						
				()		
特 管 産 廃						
管	円/t	円/m³	t		m³	
座 座						
700				()		
合計予定数量		台		必要な情	報(性状及び荷	姿等)
	収集運搬(a)×(c)	t 机分(h)×(c)				
合計予定金額						
	円	<u> </u>				
事前協議の要否	要 •	· (香				

注釈: 処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処分能力欄のいずれか一つに能力を 記入する。

「丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)]

丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力
	丙の施設	「委託業務の内容」記載のとおり		
再生品目	金属くず	紙くず		
売却先等	日栄商事㈱	(株)SAN-KEI		
再生品目	木くず			
売却先等	宇部興産セメントサービス(株)			

丙からの再生(委託)先

廃棄物の 種類	処分先No. (許可番号等)	再生 施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法)
廃プラスチック	04020226258	UBE三菱セメント㈱	京都郡苅田町長浜町7	焼 成	10,483t/日	燃料
廃プラスチック	03526226258	UBE三菱セメント(株)	山口県美祢市伊佐町伊佐4768	焼 成	許可記	正のとおり
がれき類	04020050978	㈱共立砕石所	宮若市宮田1496	破 砕	1,320t/日	再生砕石
がれき類	04020033973	(株)エー・アール・シー	鞍手郡小竹町御徳字権現堂135番43外1筆	破 砕	800t/日	再生砕石
がれき類	04020024111	(有)サン企画	宮若市本城字徳丸1592番50外1筆	破 砕	948t/日	再生砕石
木くず	07620003319	木材開発㈱	北九州市若松区南二島5-495	破砕	120t/日	燃料用チップ
繊維くず	08840013485	㈱東部開発	大分県大分市大字迫字丸山658番地1	圧縮・固化	144t/日	固形燃料

丙からの最終処分(委託)先

安:安定型埋立処分場、管:管理型埋立処分場、遮:遮断型埋立処分場

廃棄物の 種類	処分先No. (許可番号等)	最終 施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
ガラス・がれき	07640021943	梅﨑礦業㈱		安 管·遮		
廃プラスチック	08246051241	(株)フタマタ開発	鹿児島県鹿児島市川上町3571番外38	安·管·遮	437,358 m ³	
廃プラスチック 紙くず 繊維くず 木くず 金属くず ガラス・がれき	07630048376	(株)スカラヘ*サクレ	北九州市門司区大字白野江1番	安管•遮	903,000 m³	

丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生含む)場所

中間・最終 の区分	廃棄物の 種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の廃棄物
• 終	石膏ボード 紙くず	07620142405	(株)NRS	北九州市若松区響町1-79-1	破砕	80t/目	* * *
<u> </u>	紙屑・繊維くず	04020226258	UBE三菱セメント(株)	京都郡苅田町松原町23番外2	焼 成	8,000t/日	サーマルリサイクル
中· 終	ガラスくず	04020226258	UBE三菱セメント㈱	京都郡苅田町長浜町7番	焼 成	10,483t/日	マテリアルリサイクル
中•終							
中•終							
中•終							
中•終							
中•終		·	-				
中•終							